

# ケアプランサービス紡ぐ 運営規程

## (事業の目的)

第1条 アイルランドフォーチュン合同会社が開設するケアプランサービス紡ぐ（以下事業所という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員またはその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に挙げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施にあたっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または、特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように公正中立に行い、居宅サービス事業所の提案理由について説明し、本人、ご家族に選択していただく。（求めがあれば、当該事業所において、過去半年における各居宅介護サービス事業所の利用率等について提示する）
- (4) 事業の実施にあたっては、医療機関、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランサービス紡ぐ
- (2) 所在地 福岡県行橋市行事 5 丁目 11—13

## (職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員との兼務）  
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、今後フレックスタイム制の導入により、平日の営業を休止する場合があるものとする。また、12月30日から1月3日までは除く。
  - (2) 営業時間は基本、午前9時から午後18時までとする。ただし、今後フレックスタイム制の導入により、対応時間には変動があるものとする。
- \*加え、利用者又はその家族の都合により、土、日曜日の対応をした場合、自然災害時、感染症の状況、または社員の都合により平日に営業休止する場合もあり。他、転送電話により、365日24時間の対応を行うものとし、状況に応じた対応をとるものとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類 カイポケソフト
- (3) サービス担当者会議の開催場所 基本利用者宅または第3条に規定する事業所内または必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度最低月1回 モニタリング頻度も同様とし、結果記録を残すものとする。(本人ご家族の同意を得、かかりつけ医の意見を聴取し、問題がなければテレビ電話等での状況確認を行う場合もあり。その際は2か月に1回の訪問とする)

\*次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する場合もあるものとする。

\*指定居宅介護支援において、法定代理受領サービスでないときには、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、行橋市、苅田町、みやこ町の区域とする。

\* これらの地域に長期に居住している方であって、別区域に住所のある方も対象とする。

\* その他の地域については、要相談とし、状況によってはサービスを実施する。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情、ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において指定居宅介護支援等という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため必要措置を講ずるものとする。また、介護支援専門員に対し、利用者本人そのご家族からのハラスメントがあった際にも、必要措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所の介護支援専門員等に対して、利用者本人、ご家族より、暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷行為、セクシャルハラスメントと受け止められる行為があった場合、加え、プライバシーを侵害されるような行為があった場合には、必要な措置を講じ、関係機関と相談の上、指定居宅介護支援の継続を中止する場合もあるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第11条 事業所は、居宅介護支援サービス実施中に、身体拘束にあたる行為は行わないものとするが、やむ負えない事情（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たした場合）には、この限りではないものとする。その場合記録に残し、十分な説明をおこなえる体制を整え、その記録に関しては、2年間保管するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等、他職種との連携等、介護保険法他制度等の事項について、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、利用者のために、その地域、時代に応じた専門的な指定居宅介護支援等が提供できるように努める。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後オリエンテーション実施。当該職員の能力に応じ期間を定め、継続的に指導助言を行っていくものとする。
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回
- (6) 感染症に関する研修 年1回

\*他、介護保険制度等、他職種との連携に関する研修については、適時受講、実施する。

- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であったものが、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密をもらすことのないよう、従業者で亡くなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を授業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を終結した日）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、アイランドフォーチュン合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

\*（令和7年3月31日まで努力義務）

（衛生管理）

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行とする。